

面積・高さ及び階数の算定	該当 条文	法第92条
		令第2条第1項第4号 同条第3項
車庫に付属する部分の容積率の取扱い		
<p>□ 内 容</p> <p>車庫は施行令第2条第1項第4号及び同条第3項の規定により、建築物の各階の床面積の合計の5分の1を限度として容積率が除外される。容積率から除外される車庫等の部分に、車庫に付属する階段、工具庫、消防設備庫、カーリフト、油圧室等も含まれるか。</p>		
<p>□ 取 扱</p> <p>施行令第2条第1項第4号で容積率の算定から除外される部分は、「自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分」と定められている。そのため、カーリフトは誘導車路に該当するので緩和の対象となるが、その他は対象とならない。</p>		
□関連資料		